

令和5年度号

# こくほだより



京都市国民健康保険



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## もくじ

---

特定健康診査のご案内	3
健診結果を確認しましょう！	4
京都市で実施している各種検診等のご案内	6
コロナとこころの健康	8
京都市国民健康保険について	9
・令和5年度の国民健康保険事業予算について	9
・令和5年度の保険料について	10
・令和5年度の保険料の特徴	11
・保険料の減額制度について	13
・京都市国保の現状など	16
柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方等について	17
後発医薬品（ジェネリック医薬品）について	19
介護保険からのお知らせ	20
子ども医療費支給制度のお知らせ	21
マイナンバーカードの保険証利用について	22
マイナンバーカードの申請方法	23

---

40歳～74歳までの方へ

# 特定健康診査のご案内

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の危険因子である内臓脂肪型肥満や高血糖、高血圧、脂質異常などがないかを調べます。毎年受診いただき、結果を基に健康状態を確認し、必要に応じて生活習慣を改善することにより、ご自身の健康づくりにつなげていくことがとても大切です。ぜひ受診しましょう。

40歳～74歳の方は、下記の3通りの方法から、年度中いずれか**1回に限り**受診できます。

## 1 集団健診（各区役所・支所で受診いただけます。）

**受診方法** 完全予約制（予約センターへ電話もしくはインターネットでお申し込みください）  
※予約方法については受診の手引きをご参照ください。

**受診料金** 500円（65歳以上の方は無料）

## 2 個別健診（約800箇所の指定医療機関で受診いただけます。）

**受診方法** 指定医療機関に直接電話等で予約し、受診してください。

**受診料金** 500円（65歳以上の方は無料）

## 3 人間ドック

**受診方法** 健診機関に直接電話等で予約し、受診してください。

※健診機関ごとに定員があります。受付は先着順で、定員に達した時点で予約終了となります。  
(6月1日予約開始)

**受診料金** 10,500円～13,830円

特定健康診査のご案内（受診券、受診の手引き、受診票）は、  
4月下旬に皆さまのご自宅に送付しております。

### 受診券の再交付について

「受診券」を紛失された方には、申請をしていただくことで  
再交付いたします。受診券の再交付の申請は京都市のホームページ  
から可能です。



### 制度概要に関するお問合せ先

京都いつでもコール

TEL : 075-661-3755 / FAX : 075-661-5855  
おかげ間違いのないよう、ご注意ください。

### 事業担当課

京都市保健福祉局 生活福祉部保険年金課  
TEL : 075-213-5862 / FAX : 075-213-5857

# 健診結果を確認しましょう!

健診結果は、メタボリックシンドロームのリスクに応じてレベル分けされます。受診者全員に情報提供されるほか、対象となる方に「特定保健指導」の通知が届きます。

## 情報提供と保健指導

### 情報提供 健診を受けた方全員

結果に応じた健康づくりの方法や、検査や医療の必要性などの情報が提供されます。  
要精密検査や要医療となった項目については、必ず医療機関を受診しましょう。  
健康状態を確かめるために、1年に1回、健診を受けましょう。

### 動機づけ支援 メタボリックシンドロームのリスクのある方

専門家の支援のもと、生活改善のための目標と実行計画を立て、自主的に実行します。3か月後に改善状況の確認が行われます。

特定保健  
指導対象

### 積極的支援 メタボリックシンドロームのリスクが高い方

専門家の支援のもと、初回面接で、メタボリックシンドローム改善の目標と実行計画を立て、電話やメールなどで、3か月間継続した支援を受けます。支援終了後に改善状況の確認が行われます。

特定保健  
指導対象

無料

## 特定保健指導を利用しましょう!



### 対象

腹囲

男性：85cm以上

女性：90cm以上

または

BMI

25以上



血糖・血圧・血中脂質・喫煙のリスクが重複

\*糖尿病・高血圧症・脂質異常症で服薬中の場合は対象になりません。

### 内容

医師・保健師・管理栄養士等が、あなたの健康状態や生活スタイルに合わせた生活習慣の改善をサポートします。

5年後、10年後も、より健康でいるために一緒に取り組んでみませんか？

★対象の方は必ずご利用ください。



ホームページで特定保健指導のレポートを掲載中♪

京都市 特定保健指導レポート

検索



# 要医療

健診結果で「要医療」となった項目については、

**医師の診察を受ける必要があります!**



## 早めの受診

早期発見・早期治療により、症状の悪化を防ぐことができます。

## 症状がなくても

悪化しても症状が出ない場合もあります。なにも症状がなくても早めに医療機関を受診しましょう。

## 京都市国保では健診後の受診勧奨を行っています

### ～生活習慣病重症化予防対策事業～

健診結果のうち、血糖・血圧・腎機能に係る項目が「要医療」と判定されたにも関わらず、医療機関を受診していない方を対象に、**受診をお勧めするお手紙をお送り**しています。また、必要に応じて保健師が電話や訪問をすることがあります。

## 上手な健康管理のコツ

### お薬手帳を活用しましょう～お薬手帳は1冊に～



#### ▶お薬手帳を持つメリット

- ・飲み合わせや薬の重複をチェックすることができ、副作用や飲み合わせのリスクを減らすことができます。
- ・副作用歴やアレルギー、過去にかかった病気などの情報を伝えることができます。
- ・旅行や災害時、急に体調が悪くなった時などに、自分の薬の情報を正確に伝えることができます。

医院や病院ごとにお薬手帳は分けずに1冊にまとめて管理しましょう。

### 自身での健康管理（セルフメディケーション）に取り組みましょう

「セルフメディケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。

#### ▶健康管理の習慣化

- ・普段から、適度な運動とバランスのよい食事、十分な睡眠を確保しましょう。
- ・日々の体重や血圧、体温の測定を行い、推移を記録しておくことも、ご自身の健康状態の把握に役立ちます。



#### ▶特定健康診査・特定保健指導を活用する

- ・毎年、健診を受診することで、ご自身の身体の状態を知ることができます。

#### ▶市販薬（OTC医薬品）を上手に使う

- ・OTC医薬品とは、医師の処方箋が無くても、薬局・ドラッグストアなどで購入できる医薬品（市販薬）のことです。
- ・風邪のひきはじめや軽微なケガの時に、OTC医薬品などを上手に活用することもセルフメディケーションの取組です。

※OTC医薬品を活用する際には、薬剤師と相談・確認しながら選択しましょう。

# 京都市で実施している各種検診等のご案内

## ！ご注意

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種検診等を中止している場合があります。
- 発熱等の症状で体調のすぐれない方は検診等の受診をお控えください。

## 肝炎ウイルス(B型・C型)検査

対象 肝炎ウイルス感染に不安のある市民

実施会場 協力医療機関

※協力医療機関へ  
直接電話でお申し込みください。



検査方法 血液検査

料金 無料

持ち物 保険証や免許証等、住所が確認できるもの

お問合せ先

左記協力医療機関 または、  
**TEL: 075-661-3755**

**京都いつでもコール**

おかげ間違ひのないよう、ご注意ください。

京都市情報館 肝炎ウイルス検査 検索

※ホームページをご覧になれない方は、各区役所・支所健康長寿推進課までお問合せください。

## 歯周疾患予防健診（満40、45、50、55、60、65、70歳の方）

指定医療機関ステッカー



京都市では、歯周病（歯周疾患）の早期発見のために「京都市歯周疾患予防健診」を実施しています。

対象 京都市内にお住まいの40、45、50、55、  
60、65、70歳の方（健診当日の満年齢）

実施場所 指定医療機関

※指定医療機関は、京都市ホームページに掲載されています。

内容 問診、歯科健診（歯周病、むし歯など）、  
健診結果に基づく歯科保健指導

京都市情報館 歯周疾患予防健診

検索



実施日 各指定医療機関の診察日  
(電話等で事前予約をしてください。)

※ホームページをご覧になれない方は、各区役所・支所健康長寿推進課までお問合せください。

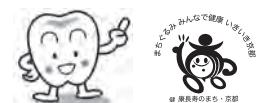
料金 500円 ※免除の規定あり  
(詳細は、各区役所・支所健康長寿推進課までお問合せください。)

上記指定医療機関 または、  
**TEL: 075-222-4420** 保健福祉局  
**FAX: 075-222-3416** 健康長寿企画課

健康長寿推進第三担当

持ち物 保険証や免許証等、  
年齢・住所の確認できるもの

- 歯周病は、ご自身では気づきにくい病気です。また、糖尿病や肥満、肺炎などの全身疾患に関連します。
- お口の健康は、健康長寿の入り口です。本健診を活用し、歯周病の早期発見と予防に努めましょう。
- 対象年齢以外の18歳以上の方や妊産婦の方は、各区役所・支所健康長寿推進課の「成人・妊婦歯科相談」をご利用ください。



## 京都市青年期健康診査（18～39歳の方の健康診査）

対象 職場等で健診を受ける機会のない  
18～39歳<sup>※1</sup>の市民（学生不可）

実施場所 指定医療機関（病院・診療所）

※指定医療機関は、京都市ホームページに掲載されています。

実施期間 令和5年4月24日～令和6年3月31日

京都市情報館 青年期健康診査

検索



料金 3,000円（免除の規定あり<sup>※2</sup>）

※ホームページをご覧になれない方は、

京都いつでもコールまでお問合せください。

検査項目 問診、身体計測、診察、血圧測定、  
血液検査、尿検査

お問い合わせ先 **TEL: 075-661-3755**

**FAX: 075-661-5855**

**京都いつでもコール**

おかげ間違ひのないよう、ご注意ください。

利用するに当たっては、事前に下記いずれかの方法で、「受診券交付申請」が必要です。

- 区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当の窓口（持ち物：本人確認書類）
- 京都いつでもコール（ホームページ、電話、FAX）

（※1）昭和59年4月1日以降生まれで、受診日現在18歳以上の方に限る。（※2）生活保護受給証明書の提出により料金免除。

食と健康情報は、「京・食ねっと」ホームページで絶賛配信中！

このステッカーが  
目印です



京・食ねっと

検索



- 健康に役立つお店「食の健康づくり応援店」<sup>※</sup>の登録店舗情報
- 季節の簡単レシピ ●各種講習会（区役所・支所等）など

## ＊食の健康づくり応援店って？！

「野菜たっぷり」「塩分ひかえめ」メニューを提供しているお店、「エネルギー表示」「食物アレルギー表示」をしているお店を紹介しています。お店選びの際にはぜひ参考にしてください。



# フレイル対策で健康長寿！

## ◆「フレイル」に気を付けて！

フレイルとは、年齢を重ねることにより、からだやこころが弱った状態で、健康と要介護の中間の状態のことです。フレイルは適切な対策に取り組めば、健康な状態を取り戻すことが十分に可能であるため、早めに気づいて対策することが重要です。

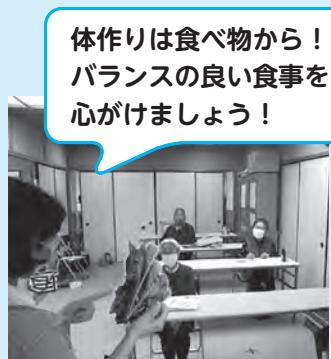
フレイル対策の3本柱は、「運動」「栄養・口腔」「社会参加」とされ、適度な運動、バランスの取れた食事やお口のお手入れ、社会参加が効果的と言われています。

## ◆地域介護予防推進センターで「フレイル対策」を！

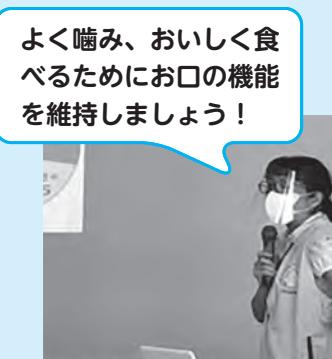
京都市内12か所に設置している地域介護予防推進センターでは、運動や栄養、お口の健康教室などについて3か月を1コースとして実施し、教室が終わっても、ご自身や仲間と共に運動を継続できるよう支援するなど、地域のフレイル対策を推進しています。皆さまの毎日の健康づくり・フレイル対策に、ぜひご活用ください。



<運動教室>



<栄養教室>



<お口の健康教室>

ご利用の希望は、お住まいの地域の「京都市地域介護予防推進センター」まで！

京都市地域介護予防 推進センター名	電話番号	京都市地域介護予防 推進センター名	電話番号
北区	494-0323	下京区	361-1060
上京区	417-4707	南区	693-6135
左京区	762-5529	右京区	864-1084
中京区	801-0389	西京区	392-7874
東山区	551-2448	伏見	612-8156
山科区	585-3092	深草・醍醐	641-2543

※ 利用対象者は、京都市内在住の65歳以上の方です（運動制限を受けている場合や、プログラム等の参加に個別の介助が必要な場合など、事業内容等により利用できない場合があります。）。

※ 利用料は無料ですが、一部教材費等実費相当分の負担がある場合があります。

# コロナとこころの健康

長引くコロナの影響で、気づかぬうちにストレスや疲れをためこんでいませんか？

「楽しい」と思える時間を持つ、不安な気持ちは誰かに話すなど自分を大切にすることを考えてみましょう。

## ● 信頼できる情報を得よう

信頼できる情報を選択すること、  
不安になる時には情報から  
離れることも必要です。



## ● 気分転換

身近でできる楽しみを見つけましょう  
「楽しい」と思える時間を増やすことが  
リラックスすることにつながります。

■花を飾る ■散歩をする ■ゆっくりお茶を飲む など

## ● 生活リズム

朝がなかなか起きられない場合  
楽しみを準備しておく方法もあります。

■朝食のためのパン、果物、飲み物  
■好きなアーティストの音楽を流す など

## ● 人とのつながり

困りごとなどは一人で悩まず、  
身近な家族や友人、必要なら専門家に、  
まずは相談してみることをおすすめします。

どこに相談してよいかわからないときに…

# 相談窓口のご案内

## ● 全国共通の相談窓口等



### まもろうよ こころ 厚生労働省特設サイト

●受付時間や相談日等は、実施団体に  
よって異なります

webはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



### 厚生労働省支援情報 検索サイト

●悩み別、方法別、地域別に相談窓口  
を検索できます

webはこちら

<http://shienjoho.go.jp/>



### よりそいホットライン

TEL: 0120-279-338

●年中無休・24時間  
●電話、FAX、チャットやSNSに  
よる相談にも対応しています

webはこちら

<https://www.since2011.net/yorisoi/>



### DV相談+(プラス)

TEL: 0120-279-889

●電話・メール：24時間受付  
●チャット：12:00～22:00  
●電話、メール、チャットによる相談  
に対応しています

webはこちら

<https://soudanplus.jp/>



### 子供のSOSの相談窓口

●受付時間や相談日等は、実施団体  
によって異なります

webはこちら

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoto/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shoto/ seitoshidou/06112210.htm)



### 法テラス・サポートダイヤル

TEL: 0570-078-374

●平日9～21時、土曜日9～17時  
●メールは24時間受付  
●法的トラブルの解決に役立つ法制度  
や、相談窓口のご案内

webはこちら

<https://www.houterasu.or.jp/>



## ● 京都市こころの健康増進センター こころの健康に関する相談電話

### 相談電話



TEL: 075-314-0874

●平日9～12時、13～16時

### 自死遺族・自殺予防 こころの相談電話



きょう こころ ほっとでんわ

TEL: 075-321-5560

24時間相談  
実施中!

## ● 京都市相談会 「きょう ほっと あした ~くらしとこころの総合相談会~」



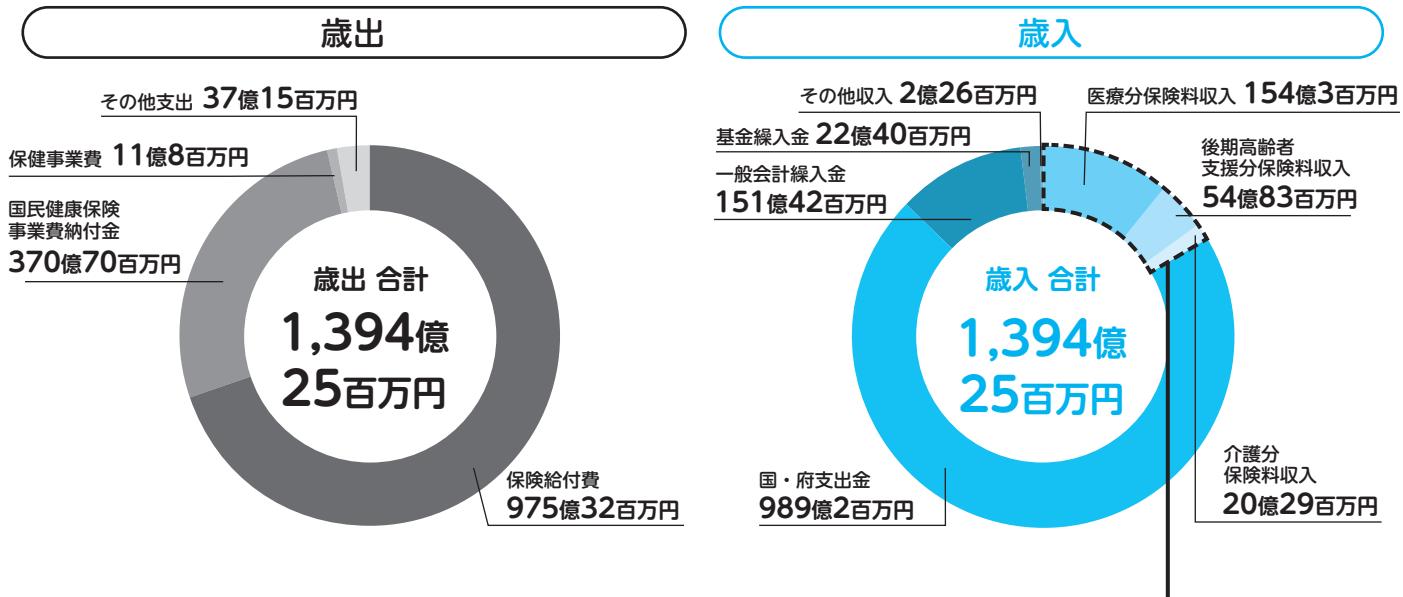
弁護士または司法書士、自死遺族サポーター、僧侶、心理士、産業カウンセラー、  
保健師の6名の相談員の中から、内容に応じて相談できます。  
(面談。ご希望の方はオンライン)

詳細は区役所等の配架のチラシ  
またはこちら



# 1 令和5年度の国民健康保険事業予算について

## ●令和5年度予算状況



※国民健康保険事業は、被保険者の皆さんに納めていただく保険料が大切な財源となっています。  
納め忘れのないよう、納期内に納めていただきますようお願いします。

### 歳出の用語解説

保険給付費	被保険者の皆さんが病気やケガをしたとき、医療機関の窓口で医療費の一部（一部負担金）を支払うことにより、治療を受けることができます。国保から支払われる残りの費用や出産育児一時金などが保険給付費です。
国民健康保険事業費納付金（納付金）	府は府内全体で必要となる医療費を、国からの公費や市町村から徴収した納付金により賄うこととなります。市町村は、府が市町村ごとの医療費水準や所得水準に基づき算出した納付金を納めます。
保健事業費	特定健康診査・特定保健指導など被保険者の皆さまの健康の保持・増進のための費用です。

### 歳入の用語解説

医療分保険料収入	被保険者の皆さんから納付していただいている保険料で、被保険者の皆さまの医療費を賄うために必要となる納付金（医療分）などに充てています。
後期高齢者支援分保険料収入	被保険者の皆さんから納付していただいている保険料で、後期高齢者医療制度を支援するために必要となる納付金（後期分）に充てています。
介護分保険料収入	介護保険第2号被保険者（40～64歳の方）から、医療分保険料と後期高齢者支援分保険料に加えて納付していただいている保険料です。介護保険制度に係る保険給付費などの一部を賄うために必要となる納付金（介護分）に充てています。
国・府支出金	国と府からの市町村への補助金などです。市町村が支出する保険給付費に対しては、府から保険給付費等交付金が交付されます。
一般会計繰入金	一般会計繰入金には、法令に基づき、軽減した保険料額に応じて一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰入れを行う「保険基盤安定分等」と、京都市独自に、被保険者の保険料負担を軽減するため繰入れを行う「財政支援分」があります。 令和5年度予算額：保険基盤安定分等 87億33百万円 財政支援分※ 64億 9百万円 ※京都市民1人あたり約4,400円の支援をいただいています。
基金繰入金	国民健康保険事業基金からの繰入金です。

## ② 令和5年度の保険料について

### ● 保険料について

下表の「保険料率」に基づき算定します。

#### 令和5年度保険料率（令和5年度分の保険料納入通知書は6月中旬にお送りいたします。）

	医療分保険料	後期高齢者支援分保険料	介護分保険料
全ての世帯に賦課される保険料です。			40歳から64歳の方（介護保険第2号被保険者）がおられる世帯に賦課される保険料です（医療分・後期高齢者支援分に加えて賦課されます。）。
① 平等割	1世帯について 16,610円（※1）	1世帯について 5,930円（※1）	介護保険第2号被保険者が おられる1世帯について 4,910円
② 均等割	1人について 25,790円	1人について 9,200円	介護保険第2号被保険者 1人について 9,970円
③ 所得割	世帯員各々の [令和4年中の総所得金額等（※2） - 基礎控除43万円（※3）]の合計 × 7.65/100	世帯員各々の [令和4年中の総所得金額等（※2） - 基礎控除43万円（※3）]の合計 × 2.82/100	介護保険第2号被保険者各々の [令和4年中の総所得金額等（※2） - 基礎控除43万円（※3）]の合計 × 2.56/100
④ 最高限度額	65万円	22万円	17万円

（※1）平等割の軽減（P.14参照）が適用される世帯の平等割額は、医療分8,310円（半額世帯）又は12,460円（4分の1減額世帯）、後期高齢者支援分2,970円（半額世帯）又は4,450円（4分の1減額世帯）となります（介護分保険料については、軽減措置はありません。）。

（※2）総所得金額等とは、地方税法上の総所得金額（収入金額から必要経費を引いた額。社会保険料控除などの各種所得控除前）のほか、山林所得、土地・建物の譲渡所得（特別控除後）、確定申告又は住民税申告をした株式譲渡所得、配当所得なども含まれます（退職所得は除く。）。

- （例）● 事業所得… [事業収入金額] - [必要経費]  
● 給与所得… [給与支払額] - [給与所得控除] - [所得金額調整控除]  
● 年金所得… [支払年金額] - [公的年金等控除]

\*非課税所得（障害年金、遺族年金等）は総所得金額等には含まれません。

（※3）合計所得金額\*が2,400万円を超える場合、合計所得金額に応じて以下のとおり基礎控除額が43万円から段階的に引き下がります。

- 合計所得金額2,400万円超～2,450万円以下：29万円
- 合計所得金額2,450万円超～2,500万円以下：15万円
- 合計所得金額2,500万円超：0円

\*合計所得金額とは、「総所得金額等」から以下の額を控除する前の金額です。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 譲渡損失の繰越控除
- 土地・建物の譲渡所得に係る特別控除

- 上表の医療分保険料、後期高齢者支援分保険料及び介護分保険料それぞれの①②③を合計したものが1年間分の保険料となります。ただし、それぞれについて④の額（最高限度額）を超える場合は、④の額が1年間分の保険料となります。
- 保険料の納付義務者は原則として、世帯主となります。世帯主が国保から後期高齢者医療制度へ移行し、国保被保険者でない世帯主になった場合でも、残りの国保被保険者にかかる保険料を、国保被保険者でない世帯主に納めていただくことになります。

### ③ 令和5年度の保険料の特徴

#### ● 令和5年度の保険料

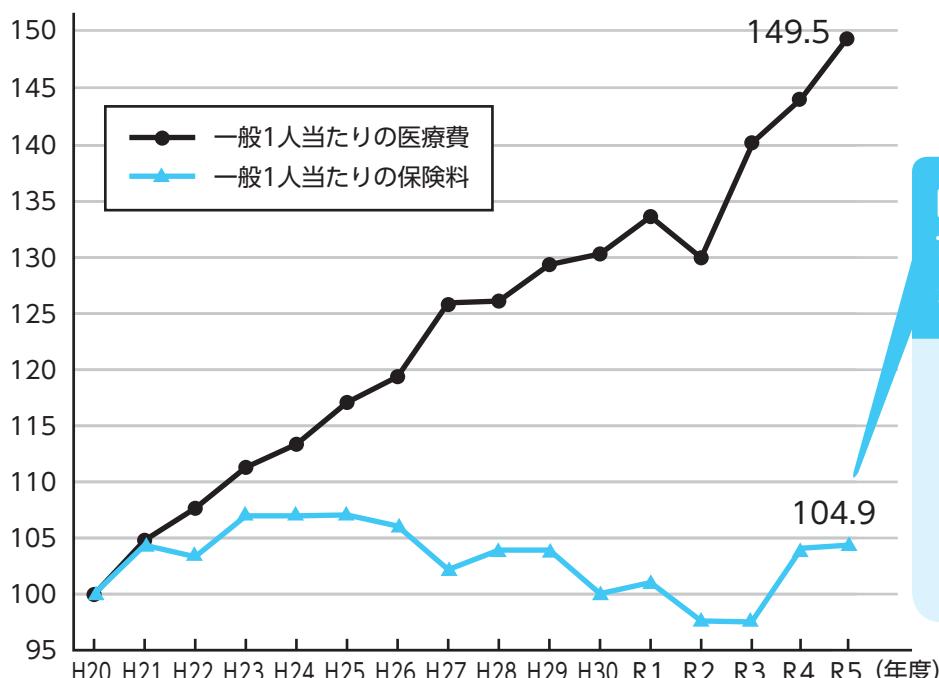
国民健康保険は、基本的に医療費などの50%を国・府の補助金などで、残りの50%を保険料で賄う制度です。

また、被保険者の皆さまの保険料額を算定する基礎となる「保険料率」は、医療費などを考慮して、京都府から示される国民健康保険事業費納付金に基づき算定される「必要となる保険料総額」を、世帯ごとに負担いただく平等割、被保険者数に応じて負担いただく均等割、所得に応じて負担いただく所得割に按分したうえで、「世帯総数」、「被保険者総数」及び「被保険者総所得額」で割ることにより算出しています（P.12の図）。

このため、医療費が増加すると保険料も基本的には上昇することとなります。

しかしながら、令和5年度においては、長引くコロナ禍と物価高騰による被保険者の皆さまへの影響を考慮し、前年度と同額の64億円の一般会計からの繰入れ（＝税金の投入）を確保したうえで、国保事業基金から22億円を活用することにより、保険料率を令和4年度と同率に据え置いています。

#### ● 医療費と保険料の推移（平成20年度を100とした場合）



医療費は増加傾向ですが、可能な限り保険料の増加を抑えています。

本市では、被保険者の皆さまの負担を増やさないよう、一般会計からの多額の繰入れ（＝税金の投入）を行い、保険料の増加を抑えています。

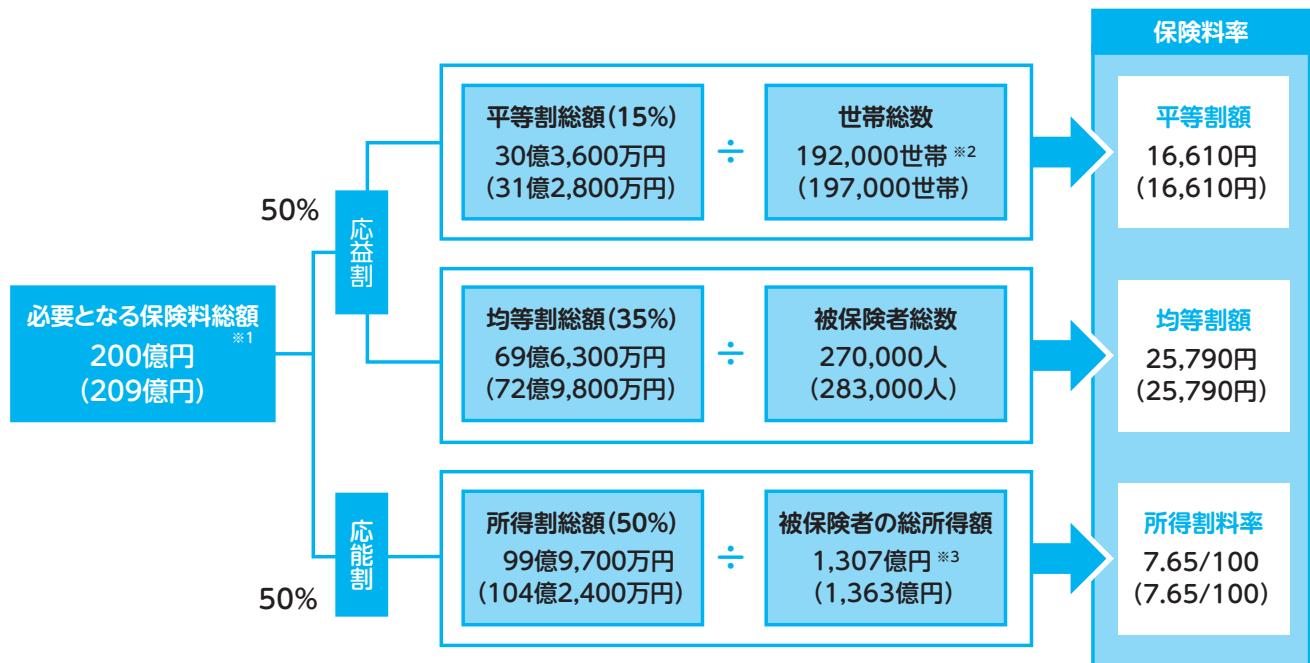
※令和3年度までは決算数値、4年度以降は予算数値

様々な減額制度により保険料負担を軽減しています！（詳しくはP.13～を参照）

#### 保険料の最高限度額が変わります！

国において、後期高齢者支援分保険料の賦課限度額が20万円から22万円に引き上げとなる政令改正が実施され、本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令改正に合わせて引き上げています。

## ● 令和5年度医療分保険料率算定方法



※ 1 必要となる保険料総額は、医療費などを考慮し京都府から示される国民健康保険事業費納付金に基づき算定する。

※ 2 平等割の軽減措置が適用される世帯数を考慮して算定する。

※ 3 総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額の合計

（保険料が最高限度額を超える分に係る所得を除く。）

（合計所得金額が2,400万円を超える場合、合計所得金額に応じて基礎控除額が43万円から遞減。）

※ 4 カッコ内は令和4年度の数値

## ● 保険料率及び1人当たり保険料

		保険料率			1人当たり保険料		
		令和4年度	令和5年度	増△減	令和4年度	令和5年度	増△減
医療分	平等割	16,610円	16,610円	0円	57,382円	57,557円	175円
	均等割	25,790円	25,790円	0円			
	所得割	7.65%	7.65%	0pt			
後期高齢者支援分	平等割	5,930円	5,930円	0円	20,456円	20,485円	29円
	均等割	9,200円	9,200円	0円			
	所得割	2.82%	2.82%	0pt			
介護分	平等割	4,910円	4,910円	0円	22,104円	22,362円	258円
	均等割	9,970円	9,970円	0円			
	所得割	2.56%	2.56%	0pt			
医療分+後期分+介護分					99,942円	100,404円	462円

保険料率の据置きを実施!!

## 4 保険料の減額制度について

### ● 保険料の法定減額制度について

世帯全員の令和4年中の所得<sup>\*1</sup>の合計が下表の基準金額以下の場合は、令和5年度保険料の平等割と均等割が減額されます。世帯の中に本市が所得を把握できない方がいる場合は、所得の申告をしていただく必要があります（下記「所得の申告にご協力を」参照）。

	基準金額	減額割合 <sup>*4、*5</sup>	備考
7割減額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*3</sup> - 1)	(平等割・均等割の) 7割	
5割減額	43万円 + (29万円 × 被保険者数 <sup>*2</sup> ) + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*3</sup> - 1)	(平等割・均等割の) 5割	減額後の保険料で計算した保険料納入通知書を送付します。
2割減額	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数 <sup>*2</sup> ) + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>*3</sup> - 1)	(平等割・均等割の) 2割	

（※1）法定減額適用に係る判定の際の「所得」は、次の点が所得割算定の際の所得と異なります。

- 被保険者でない国保上の世帯主の所得も判定に含まれます。
- 事業収入の場合、青色専従者及び事業専従者控除は必要経費に含まれません。
- 給与収入の場合、専従者給与額は含まれません。
- 公的年金収入の場合、昭和33年1月1日以前生まれの方は、公的年金等控除に加え、さらに15万円を控除します（なお、この15万円の控除は保険料の所得割額を算出する際に用いる総所得金額等からは控除されません。）。
- 土地、建物等の譲渡所得は、譲渡所得に係る特別控除を差し引く前の金額となります。

（※2）「被保険者数」は、賦課期日現在（4月1日。年度の途中で新たに国保に加入された世帯は本市国保の適用開始日）における人数です（法定減額適用に係る判定の際の「被保険者数」には国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。）。

（※3）「給与所得者等の数」は、一定の給与所得者（給与収入55万円超）又は公的年金に係る所得を有する方（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））の人数です（国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。）。

（※4）平等割の軽減措置（半額又は4分の1軽減。P.14参照）が適用される世帯は、軽減措置適用後の平等割からさらに法定減額（7割、5割又は2割）が適用されます。

（※5）未就学児の均等割軽減措置（P.14参照）が適用される世帯は、法定減額（7割、5割又は2割）適用後の均等割からさらに半額が軽減されます。

### 法定減額制度の所得基準金額が引き上げられます

法定減額制度について、5割減額及び2割減額の基準金額が引き上げられます。そのため、これまで法定減額を受けられなかった世帯についても法定減額が適用される場合があります。

	令和4年度	令和5年度
5割減額	43万円 + (28万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割減額	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

所得の  
申告に  
ご協力を

本市国保において令和4年中の所得が把握できない方に対しては、所得についてお尋ねするために、国民健康保険用の所得申告書をお送りしていますので、必ず期限までに申告してください。申告がなければ、法定減額及び条例減免ができるかどうかの判定ができませんのでご注意ください。

## ● 平等割の軽減措置について

世帯主又は世帯員の一部が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、単身世帯（国保被保険者が1人のみの世帯。以下「国保単身世帯」といいます。）となる世帯は、最大で5年間、医療分保険料と後期高齢者支援分保険料の平等割額が半額に軽減されます（介護分保険料の半額措置はありません。）。

また、上記の半額措置が終了する世帯については、引き続き最大3年間、医療分保険料と後期高齢者支援分保険料の平等割額の4分の1に相当する金額が軽減されます。

なお、国保単身世帯であるかどうかは、世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した時点又は賦課期日（4月1日）現在で判定されます。

- 年度途中で世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、国保単身世帯になった場合は、その日の属する月以降の保険料に適用されます。
- 保険料の法定減額が適用となる世帯は、平等割軽減措置適用後の金額からさらに法定減額（7割、5割又は2割）が適用されます。
- 国民健康保険の世帯構成を変更した場合、平等割の軽減措置が適用されないことがありますので、ご注意ください。

## 「旧被扶養者」に係る保険料の減免について

75歳に到達する方等が、被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、その方に扶養されていた65歳以上の方が国保被保険者となった場合（以下「旧被扶養者」といいます。）、旧被扶養者にかかる保険料について、当分の間（ただし、均等割及び平等割については旧扶養者に該当した日の属する月以降2年を経過する月まで）、減免（①所得割：免除、②均等割：半額、③平等割（旧被扶養者のみで構成されている世帯のみ）：半額）が受けられます。この減免を受けるためには、必ず申請が必要です。

### 適用要件

- ①国民健康保険の資格取得日において、65歳以上である。
- ②国民健康保険の資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった。
- ③資格取得日において、被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度の被保険者となった。

令和4年度から実施！

## ● 未就学児の均等割軽減措置について

世帯の中に未就学児（令和5年度分保険料については平成29年4月2日以降生まれの被保険者）がいる場合は、未就学児にかかる均等割額が半額に軽減されます。

- 年度途中で世帯に未就学児が加入した場合は、その日の属する月以降の保険料に適用されます。
- 保険料の法定減額が適用される世帯（P.13参照）に属する場合は、法定減額適用後の均等割額からさらに半額が軽減されます。

## ● 非自発的失業者への保険料等の軽減制度について

世帯内に、離職した方<sup>\*</sup>で次のア又はイに該当する方がいる場合には、離職した日の翌日の属する月から翌年度末までの間、対象者の前年の給与所得を30／100とみなして、①国民健康保険料を計算するとともに、②高額療養費等の限度額区分の判定を行います。

軽減措置を受けるには届出が必要です。届出に際しては、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知を必ずご持参ください。

### ア 特定受給資格者

倒産、解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方  
(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄：11、12、21、22、31、32)

### イ 特定理由離職者

期間の定めのある労働契約が更新されなかつたことその他やむを得ない理由により離職した方  
(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄：23、33、34)

\*離職日時点で、65歳以上の方は、軽減措置は受けられません。ただし、条例減免を受けられる場合がありますので、お早めにご相談ください。

## ● 保険料の条例減免について ~条例減免は申請が必要です~

令和4年中の所得が一定基準以下であり、退職・事業の倒産などにより令和5年中の見込所得が大幅に減少する世帯、又は火事などの災害にあわれた世帯で、保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減額等が受けられる場合があります。

この制度は、原則保険料が賦課された後の最初の納期内に申請がないと、保険料の全額を対象とした減額はできませんので、お早めにご相談ください。

なお、減額が適用される場合、減額決定月以降の「各納期ごとの納付額」を減額し、保険料年額が減額決定後の額となるように調整を行います。

第10期の納期限を過ぎると、保険料の減額はできません。また、過年度分保険料については、賦課された後の直後の納期内に申請がない限り、減額はできません（賦課の期間制限が適用される保険料は、納期内の申請であっても減額できません。）。

## ● 減免申請期限の特例措置について

6月中旬に令和5年度保険料の納入通知書を送付しますが、例年、納入通知書送付直後は区役所・支所の窓口が大変混雑することが予測され、受付させていただくまでに長時間お待たせする場合がございます。

### 減免申請期限に関する 特例措置

■令和5年度分保険料の年額（第1期から第10期までの保険料）を対象とした

減免申請期限は7月31日（月）までです。

■来庁を希望される場合も、納入通知書発送直後～6月末の混雑を避けてご相談ください！

### 郵送申請が可能です！

■減免申請に必要な書類を本市ホームページからダウンロードし、郵送で申請をしていただくことが可能です。

■減免申請のほか、加入・脱退の届出（転入等、住民票の異動とセットで行う届出を除く）や給付申請についても郵送での手続が可能です。

ぜひ、郵送での手続をご活用ください！



詳しくはこちら

### 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直しに伴う各種施策の対応について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に見直されることに伴い、令和2年度以降実施してきた次の施策について対象期間等が見直されます。

#### <新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する保険料特例減免>

令和4年度分保険料をもって、特例減免の適用を終了します。

なお、退職・事業の倒産等により令和5年中の見込所得が大幅に減少し、令和5年度分保険料の納付が困難な場合は、上記の条例減免の申請について、区役所・支所保険年金課（京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当）へご相談ください。

#### <新型コロナウイルス感染症に感染したこと等により労務に服することができない被用者を対象とした傷病手当金の支給>

令和5年5月8日以降の罹患については支給対象外となります。

なお、令和5年5月7日以前に傷病手当金の支給対象となる場合はお早めにご相談ください。

(お問合せ先) 京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 TEL:075-213-5861

京都市 傷病手当金

検索

### 令和5年度から出産育児一時金が増額されます！

令和5年度から出産児1人ごとの支給額が8万円増額され、50万円（産科医療補償制度※対象外の場合は、48.8万円）となります。妊娠4か月（85日）以上であれば、死産、流産でも支給されます。

※産科医療補償制度とは・・・

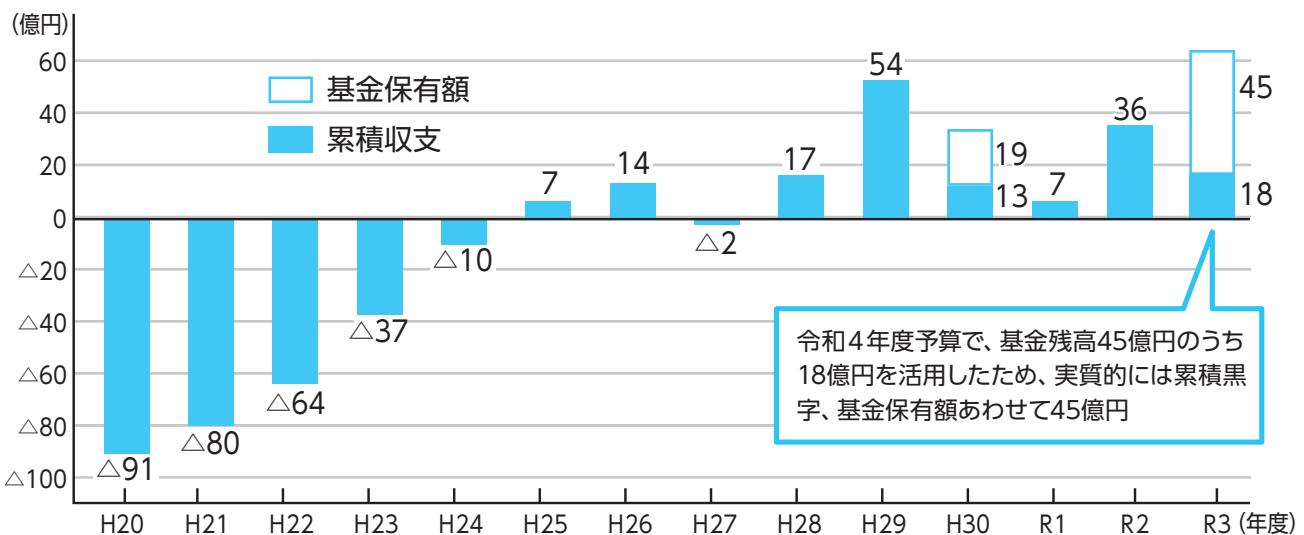
この制度は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひとなった赤ちゃんへの補償制度です。分娩を取り扱う病院、診療所や助産所（分娩機関）が加入します。

## 5 京都市国保の現状など

### ① 京都市国保を取り巻く状況

京都市の国保財政については、健康づくりや後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進等、被保険者の皆さまのご理解とご協力により医療費の節減に努めているところではあります。今後も、高齢化の進展や医療の高度化などによる医療費の増加が見込まれており、大変厳しい財政運営となることが予想されます。

#### ■ 京都市国民健康保険事業特別会計累積収支と基金の推移



### ② 京都市国保の今後の事業運営

今後、国保事業運営の安定化に向けて、

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知事業の実施などによる医療費の適正化
- 特定健康診査・特定保健指導などによる被保険者の皆さまの健康の保持・増進
- 「京都市国民健康保険料徴収率向上対策本部」を中心とした保険料徴収率向上の取組

などを、より一層推進してまいります。

平成30年度からは、国が進める社会保障制度の改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました（以下「国保の都道府県単位化」という。）。市町村は、資格管理や保険給付、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっています。

国保の都道府県単位化により、公費負担の拡充などが行われ、制度の安定化が一定図られておりますが、高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保の構造的な課題は依然として残っています。

本市としては、国保が有する「安心・安全なくらし」を守るセーフティネットとしての機能を保持し、将来にわたって国民皆保険を持続可能なものとするためには、国を保険者とした医療保険制度の一本化が必要であると考えております、国保の都道府県単位化を一つのステップとして、国に対して一本化の実現を一層強く求めてまいります。

今後とも、事業運営の安定化と、被保険者の皆さまの健康づくりのため、できる限りの努力を行ってまいりますので、特定健康診査などの積極的なご利用と保険料の確実な納付にご理解とご協力を願いいたします。

# 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

## 保険が使えるとき

- 外傷性による打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼の応急手当  
(応急手当ではない場合、医師の同意が必要)

## 保険が使えないとき(全額自己負担)

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症・リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 症状の改善が見られない長期の施術



施術を受けるときの注意

### ●委任欄への署名はご自分で

「療養費支給申請書」に記載される負傷名とその原因・施術を行った日・施術内容・施術回数・金額を確認し、ご自分で署名(やむを得ず柔道整復師が代理記入する場合は、ば印)してください。

### ●必ず領収書の確認を

後日、医療機関や柔道整復師から保険請求があったものをお知らせする「医療費のお知らせ」を送付しますので、領収書と請求内容をご確認ください。

# はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師(鍼灸院・治療院)のかかり方

## はり・きゅうの場合

はり師・きゅう師の施術で健康保険を適用できるのは、慢性病で医師による適切な治療手段はないが、医学的見地から、はり師・きゅう師の施術を受けることを医師が認め、同意した場合となります。

### 支給対象疾患

- 神経痛 ●リウマチ ●けいわん 頸腕症候群
- 五十肩 ●腰痛症 ●けいつい 頸椎捻挫後遺症 など

※その他、慢性的な疼痛を主症とし、神経痛やリウマチなどと一緒に認められる疾患であれば、支給対象となる場合があります。

## あん摩・マッサージの場合

あん摩マッサージ指圧師の施術で健康保険を適用できるのは、筋痙攣・関節拘縮等で医療上マッサージが必要であると医師が認め、同意した場合となります。

### 支給対象疾患

一律に診断名によることなく筋痙攣等の緩和や関節拘縮・筋萎縮により制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージ。

※単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージでは健康保険が使えません。

以上のように、柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージでは健康保険の適用範囲がそれぞれ決められており、看板に「健康保険取扱い」と表示されていても、対象とならない場合がありますので、ご注意いただきますようお願いします。

## 健康保険を使って施術を受けられた方へ

本市から、施術を受けられた方に対して、正しい知識をもって適切な施術を受けていただくために、施術の受け方に関するチラシを送付する場合があります。また、施術所から本市への保険請求に誤りがないかを確認するための照会文書を送付する場合がありますので、照会文書が届きましたらご回答いただきますようお願いします。

なお、チラシや照会文書の送付は民間業者に委託して実施しています。委託先は右記のとおりです。

## お問合せ先・受託業者

株式会社 コアジャパン  
療養費事務センター

0120-180-231

- 受付時間：9:00～17:30  
(土日祝及び年末年始を除く。)
- 住所：大阪市西区江戸堀3丁目1-31  
R&Hビル3階

交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷した場合などは、原則、加害者が治療費を負担することとなります。被害者の治療を優先するため、被害者の国民健康保険を使って治療受けることができます。

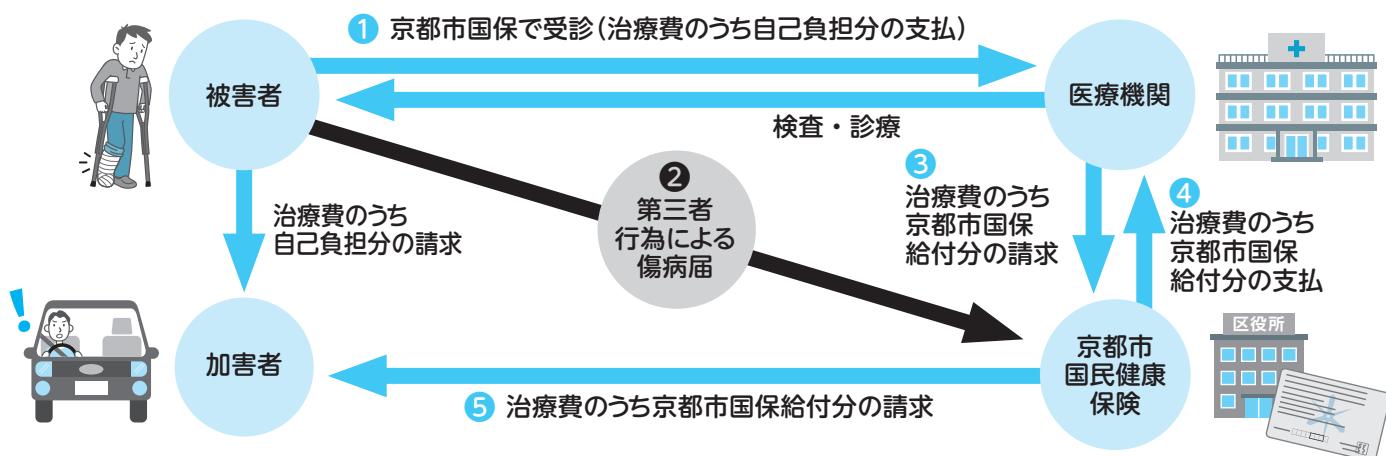
この場合、治療費のうち、保険給付分（医療機関の窓口における自己負担を除く部分）については、一旦、京都市国民健康保険が負担し、後日、加害者に対して請求することになりますが、**被害者からの届（傷病届）の提出がなければ、加害者に請求することができません。加害者への請求が行われないと、本来、加害者が負担すべき治療費を国民健康保険が負担することとなり、ひいては被保険者の皆さまの保険料負担の増加につながることになります。**第三者行為により負傷し、治療の際に**国民健康保険を使用する場合は、必ず区役所・支所保険年金課（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へ「傷病届」を提出してください。**

※傷病届の提出は、法令により義務付けられています。

※交通事故など第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合については、京都市介護認定給付事務センター（075-708-7711）にも別途届出が必要です。

### 届出が必要な事例

- 交通事故（自転車によるものも含む）
- 助手席などに同乗していたときの自損事故
- 不当な暴力や傷害行為によるケガなど



### 届出に必要なもの

- 傷病届<sup>※1</sup>
- 同意書<sup>※1</sup>
- 事故状況報告書<sup>※1</sup>
- 保険証
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 交通事故証明書<sup>※2</sup>

●人身事故証明書入手不能理由書（下記に当てはまる場合のみ必要。）

- ・交通事故証明書の「照会記録簿（証明書右下）」の種別が、「人身事故」ではなく「物件事故」の場合。
- ・交通事故証明書が「人身事故」であっても、同証明書に被保険者の方のお名前が記載されていない場合。

※1 用紙は区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当にあります。

また、京都市のホームページからもダウンロードできます。

※2 発行については、自動車安全運転センターにお問合せください。



様式ダウンロードは、

[京都市情報館 国民健康保険 傷病届](#)

検索

京都市では京都市自転車安心安全条例の改正により、平成30年4月から、市内で自転車を利用する全ての人に自転車保険の加入を義務付けています。

自転車は、身近で手軽な乗り物であることから、万が一の場合の備えが軽視されがちです。しかし、自転車事故を起こした場合、ご自身の治療費だけでなく、ケガをさせた相手側への賠償額が高額になるケースがあります。自転車保険には、火災保険の特約、クレジットカードの付帯保険、共済、自転車の点検整備に含まれるT Sマークなどの多種多様な保険がありますので、まず、現在加入している保険の内容をご加入の保険会社等にご確認ください。

### 自転車保険に関するお問合せ先

#### きょうと自転車保険 専用コールセンター

0120-670-022

- 受付時間：午前9時～午後6時  
(土日祝及び年末年始を除く。)

### お問合せ先

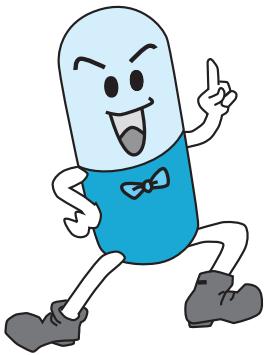
住所地の区役所・支所保険年金課保険給付・年金担当  
(京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当)

# 後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

## 後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存知ですか?

後発医薬品は、効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と有効成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された比較的安価なお薬です。

後発医薬品に変更した場合、**医療機関等においてお支払いいただく窓口負担が軽減される**とともに、**保険者(国保や協会けんぽ等)の財政の健全化につながる**ことから、普及促進に向けた取組の実施を国も推奨しています。



### 今年度も後発医薬品(ジェネリック医薬品) 差額通知事業を実施します

被保険者の方が、処方されているお薬を後発医薬品に変更した場合に、お薬代がどの程度軽減できるかをお知らせすることにより、後発医薬品の使用促進を図るもので

生活習慣病や慢性疾患など、薬剤の長期服用者で後発医薬品に変更した場合に、医療機関等における窓口負担の軽減が見込まれる方に対して送付します。送付については、被保険者の方一人ひとりに送付しますので同一世帯でも別々の封筒で送付されます。

※現在、一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、医療機関や薬局によっては、切り替えを希望されても難しい場合があります。

## 変更するにはどうすればいいの?

病院、診療所及び薬局の医師や薬剤師にご相談ください。  
医師の指示がある場合を除いて、皆さまの希望により後発医薬品に変更することが可能で

ただし、全ての先発医薬品に対して後発医薬品があるわけではありません。

また、同じ医薬品でも、個人によって効き方や副作用などが異なる場合がありますので、医薬品に関する詳しい内容は、医師・薬剤師にご相談ください。



おくすりカエルくん



新たな健康保険に加入された場合は、  
京都市国保の脱退の届出が必要です。

京都市国保に加入している方が、職場の健康保険に加入したときは、京都市国保から脱退することになりますので、住所地の区役所・支所保険年金課(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当)へ届出が必要です。脱退の届出を忘れたまま誤って京都市国保の被保険者として受診した場合は、京都市国保が負担した医療費(医療費の7割~8割分)を後日返還していただくことがありますのでご注意ください。



# 介護保険からのお知らせ

介護保険には以下のような減免制度があります

## 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の軽減について

### ●介護保険料の減額の対象となる方

下記の要件1、2の両方を満たす方がそれぞれ表示の内容の減額を受けられます。

要件 1*	要件 2	減額内容
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:80万円(世帯員が1人増えるごとに32万円を加算した額)	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の預貯金等(生命保険を除く)の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:240万円 (世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額) ②居住用以外の土地又は家屋を保有していないこと ③他の世帯に属する方の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ④他の世帯に属する方の医療保険の被扶養者になっていないこと	介護保険料の基準額×0.21に減額
保険料の所得段階区分が第3段階の方で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯:80万円超120万円以下(世帯員が1人増えたときに48万円を加算した額)		介護保険料の基準額×0.5に減額

\*要件1の収入には、非課税の老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、雇用保険、仕送り等あらゆる種類の収入を含みます。

\*ご自身の所得段階区分については、介護保険料の納入通知書をご確認ください。

減額の期間	原則として申請のあった月から年度末まで
申請に必要な書類	上記要件を確認できる <u>世帯全員分の書類</u> (年金の源泉徴収票・給与の源泉徴収票・確定申告書の控え・年金振込通知書・給与明細書等、預貯金通帳等、医療保険証)

上記のほか、災害により著しく財産に損害を受けたときや、主たる生計維持者が失業、入院、死亡、事業の休廃止などにより著しく所得が減少(前年所得に比べ2分の1以下)したとき、あるいは、刑事施設等に拘禁されたときは、介護保険料が減額又は免除される場合があります。

介護保険料の減免を受けるには、**申請が必要**となります。

\*新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の介護保険料の減免については、令和5年3月31日をもって受付を終了しました。

### 利用者負担の軽減について

介護保険サービスを利用したときの利用者の負担は、原則として、サービス費用の1割、2割又は3割です。施設サービスなどを利用した場合は別途、食費・居住費(滞在費)、日常生活費などが自己負担となります。介護保険では、利用者負担が著しく高額にならないよう、利用者負担の軽減制度があります。

- 高額介護サービス費(利用者負担(月額))が、一定の上限を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。)
- 高額医療合算介護サービス費(介護保険と医療保険における一定期間の利用者負担額の合算額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。)
- 特定入所者介護サービス費(介護保険施設入所者(短期入所者を含む)などの食費・居住費(滞在費)については、所得等に応じ、負担限度額が定められています。)\*
- 社会福祉法人による利用者負担軽減\*
- 災害や収入の著しい減少などの特別な事情による利用料の減免\*

利用者負担の軽減を受けるには、申請が必要となります。詳しくは利用されている施設や担当のケアマネジャー、お住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、京都市介護認定給付事務センターにお問合せください。

\*軽減制度の申請先は、お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課(高齢介護保険担当)、京北出張所の保健福祉第一担当になります。

### お問合せ先

住所地の区役所・支所  
健康長寿推進課(高齢介護保険担当)  
(京北地域の方は  
京北出張所保健福祉第一担当)

### お問合せ先

京都市  
介護認定給付  
事務センター

TEL: 075-708-7711

# 子ども医療費支給制度のお知らせ

申請をお忘れなく

京都市では、市内にお住まいで健康保険に加入している方を対象に  
子ども医療費支給制度を設けています。

※制度の適用を受けるには、あらかじめ申請が必要です(外国人の方も対象になります。)。申請には、保険証をお持ちください。

制度名	対象となる方	支給内容	一部負担金 (令和5年6月現在)		
子ども医療	0歳～中学校3年生までの方(所得制限なし)	健康保険の自己負担額から子ども医療の一部負担金を差し引いた額	入院	0歳～中学校3年生………1か月	1医療機関200円
			通院	0歳～3歳未満……………1か月	1医療機関200円
				3歳以上～中学校3年生…1か月	1,500円 (注)

(注) 医療機関等での窓口負担は1か月1医療機関1,500円までとなります。複数医療機関を受診するなど1か月の自己負担額合計が1,500円を超えた場合、超えた額を申請により払い戻します。※令和元年8月診療分までは1か月の自己負担額合計が3,000円を超えた場合。令和5年9月診療分より3歳以上小学生まで1か月1医療機関200円に拡充予定。

子ども医療については、「京都市子ども家庭支援課分室」への郵送手続が便利です(郵送の場合は、右記の住所に、子ども医療費支給申請書\*、お子さんの保険証及び子ども医療費受給者証のコピー、領収書原本、通帳又はキャッシュカードのコピーを送付してください。来所の場合は、すべて原本が必要です。)。なお、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所においても来所での受付及びお問合せに対応いたします。

\*子ども医療費支給申請書は、京都市のホームページからダウンロードできるほか、分室及び各区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所でも配布しています。

## お問合せ先

お問合せ先情報は、

京都市情報館 子ども医療費支給制度



検索

または

京都市子ども家庭支援課分室

TEL: 075-251-1123

FAX: 075-251-1132

(FAXによる申請はできません)

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1  
井門明治安田生命ビル3階



## つなげよう! いのちのリレー!

### 臓器提供への意思表示

臓器移植は提供者とご家族の善意があってこそ成り立ちます。

わたしたち一人ひとりが考え、家族と話し合い、意思を表示しておくことが大切です。

詳しくは、(公社)日本臓器移植ネットワーク(TEL: 0120-78-1069)へ。ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>



### 骨髓バンクへの登録(骨髓提供)

白血病や再生不良性貧血などの血液難病は、骨髓移植や末梢血幹細胞移植により治療することができますが、移植は患者とドナー(提供者)の白血球の型が一致しないと行えず、一致するのは兄弟姉妹でも4人に1人、非血縁者では数百人から数万人に1人といわれています。一人でも多くの患者さんを救うために、一人でも多くのドナー登録のご協力をお願いします。

※京都市では、日本骨髓バンクを通じて骨髓及び末梢血幹細胞の提供をされた方に奨励金(入院・通院等1日当たり2万円。上限14万円)を交付しています。詳しくは、健康長寿企画課まで。

登録条件: 18～54歳で、体重が男性45kg、女性40kg以上の健康な方

詳しくは、(公財)日本骨髓バンク(TEL: 03-5280-1789)へ。ホームページ <http://www.jmdp.or.jp>

### アイバンクへの登録(眼球提供)

角膜疾患で光を失い移植を待つ方々は、亡くなられた方の角膜を移植することで再び光を取り戻すことができます。眼球提供数は非常に不足しています。

詳しくは、京都府立医大アイバンク(TEL: 075-251-5127) ホームページ <http://www.eyebank.kpu-m.ac.jp>

または (公財)体質研究会アイバンク(TEL: 075-702-0824) ホームページ <http://www.taishitsu.or.jp/eyebank> へ

お問合せ先

保健福祉局健康長寿企画課 TEL: 075-222-3419 / FAX: 075-222-3416

# マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの読み取り等に必要な機器が設置されている（マイナ受付に対応している）医療機関等において、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになりました。

## どんないいことがあるの？

就職・転職・引越しても保険証としてずっと使える！

\*医療保険者が変わった場合は、加入・脱退の届出が引き続き必要です。

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！

\*自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！

※これまでどおり保険証でも受診は可能です。

※マイナンバーカードの読み取り等に必要な機器が導入されていない医療機関等では、保険証の提示が必要です。

※マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

## 保険証として利用するため事前登録を！！

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前登録が必要です。

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルへ接続し手続を行ってください。

\*登録方法等については、マイナポータルのホームページで確認できます。

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

Webサイトは[こちら](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



また、そのほか以下の窓口でも事前登録手続が可能です。

- お近くのセブン銀行ATM（※）
- マイナ受付に対応している医療機関等
- 住所地の区役所・支所保険年金課（※）
- マイナンバーカードセンター（※）

※事前登録手続に当たり、マイナンバーカード交付時に設定いただいた「利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）」の入力が必要となりますので、ご確認のうえ手続を行ってください。

## どこの医療機関等で使えるの？

「マイナ受付」のステッカーやポスターが目印です。

※マイナ受付対応の医療機関等は厚生労働省のホームページでも確認できます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

Webサイトは[こちら](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



## どうやって使うの？

医療機関等の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざし、本人確認と医療保険の被保険者資格を確認します。

※マイナンバーカードの保険証利用は、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関等の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。



# マイナンバーカードの申請方法

## 1 郵送による申請

### ●申請できる方

ご本人又は法定代理人

### ●申請に必要なもの

- ・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行/更新申請書
- ・顔写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm）  
最近6か月以内に撮影した、無帽・正面・無背景のものを用意ください。

### ●申請方法

1. 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行/更新申請書に記入する。
2. 用意した顔写真の裏面に、生年月日・氏名を記入し、交付申請書へ貼り付ける。
3. 郵便ポストへ投函する（地方公共団体情報システム機構（J-LIS）宛）。

## 5 その他の中止

お近くの商業施設等において、マイナンバーカードの申請窓口を開設しております。実施予定など詳しくは出張申請窓口予約コールセンター（075-600-2121）までお問合せください。

また、京都市マイナンバーカードセンターにおいても申請が可能です。

詳しくはマイナンバーカードセンター（075-746-6855）へお問合せください。

## 2 スマートフォンによる申請※1

1. スマートフォンのカメラで顔写真を撮影する。
2. 交付申請用のWEBサイト※2にアクセスし、画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付し送信する。



## 3 パソコンによる申請※1

1. デジタルカメラ等で顔写真を撮影し、パソコンに保存する。
2. 交付申請用のWEBサイト※2にアクセスし、画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信する。

## 4 まちなかの写真機からの申請※1

1. 対応している写真機のタッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れ、申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす。
2. 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信する。

※1 申請の際はオンライン申請用二次元コード付き交付申請書が必要です。2、3については、それらの交付申請書に記載の申請書IDが必要です。

※2 詳細は <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/> 又はページ下部の二次元コードをご覧ください。

マイナンバーカード申請に関する情報は、

マイナンバーカード申請

検索



## ●マイナンバーカードの受取方法

### 1～4の場合

ご本人が、約1～2か月後に郵送される交付通知書と必要書類を京都市マイナンバーカードセンターにご持参ください。

詳細は、交付通知書に同封されているチラシをご覧ください。

※ただし、15歳未満の方や、成年被後見人の方は法定代理人と一緒ににお越しください。



## マイナンバーカードについてのお問合せ先

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

FAX:0120-601-785  
(聴覚障がい者専用お問合せFAX番号)

音声ガイダンスにしたがってマイナンバーカードの申請方法については「1番」、健康保険証利用については「4番→2番」の順にお進みください。

●受付時間（年末年始を除く）

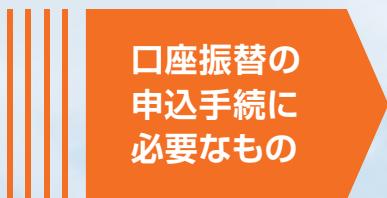
平 日：9:30～20:00 土日祝：9:30～17:30

# 国民健康保険は、 被保険者の皆さまから納めていただく 保険料によって支えられています。

6月に令和5年度の納入通知書をお送りします。  
国民健康保険料は必ず納期内に納めましょう。

保険料の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

保険料を納付書で納めていただいている方は、口座振替をご利用いただくと、納め忘れがなく、金融機関等へ納付に行く手間が省けます。口座振替の手続は預(貯)金口座のある取扱金融機関や郵便局又は京都市保険年金課収納事務分室、住所地の区役所・支所保険年金課（京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当）へお申し込みください。



- ① 国保の保険証、納入通知書、領収書などの国保記号番号がわかるもの
- ② 預(貯)金通帳
- ③ 金融機関への届出印

## ■ペイジー口座振替受付サービス

※次の金融機関に口座をお持ちの方は、キャッシュカードを区役所・支所保険年金課（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）の窓口にお持ちいただければ、金融機関への届出印がなくても口座振替の申込みを行うことができます。（カードによってはご利用いただけない場合もございます。）

対象金融機関（令和5年6月現在）…京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、滋賀銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会



京都市印刷物第053012号

こくほどより令和5年度号 発行／令和5年6月 京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階

☎075-213-5861 FAX 075-213-5857

[http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/3-2-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/3-2-0-0-0-0-0-0.html)